

午前10時30分開会

○池田委員長 皆様、おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。以降、着座にて進行させていただきます。

欠席届が出ております。西岡委員が病気治療のため欠席です。

本日の日程をご覧ください。陳情審査が2件、報告事項は子ども部が1件、保健福祉部が3件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、日程の1、陳情審査に入ります。

2月10日、24日の議会運営委員会にて、文教福祉委員会に新たに2件の陳情が送付されました。送付8-4、千代田区内の違法民泊ゼロに向けた対応を求める陳情、送付8-6、千代田区内の違法旅館業施設ゼロに向けた対応を求める陳情は一括して審査したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、陳情書の朗読は省略をいたします。

本陳情について、執行機関から情報提供等がありましたらお願いいたします。

○市川生活衛生課長 千代田区内の違法民泊ゼロに向けた対応を求める陳情及び千代田区内の違法旅館業施設ゼロに向けた対応を求める陳情につきまして、説明を申し上げます。

初めに、区内宿泊施設に対する区の基本的な考え方ですが、関係法令に基づき宿泊施設が適正に運営されるよう関係機関と連携しながら指導・監督を行っております。違法民泊が確認された場合は速やかに是正指導や必要な措置を講じ、地域住民の安全・安心の確保に努めていく考えでございます。

今回の二つの陳情を通じ多くの情報やご意見をお寄せいただいたことにつきましては、区内宿泊施設の適正運営に向けたご協力として感謝申し上げます。頂いた情報につきましては、日常の監視・指導業務に活用しており、今後の取締りにも役立ててまいりたいと考えております。

個別の陳情につきまして、一つ目、千代田区内の違法民泊ゼロに向けた対応を求める陳情についてですが、陳情書別紙に記載されている内容につきましては、個別案件に関わることから詳細な言及は控えさせていただきますが、指摘のあった施設につきましては、いずれも年1回以上、継続的な監視を行っております。現時点において、これらの施設に関し、区民からごみや騒音などの苦情は寄せられておりません。住宅宿泊事業につきましては、制度の仕組み上、違反事例への対応が円滑に進まないケースが生じることもあり、現場での監視・指導におきまして対応に苦慮している場面もございます。そのような中におきましても、周辺に居住され不安を感じておられる区民の皆様へ寄り添った対応を引き続き丁寧に行ってまいりたいと考えております。

このような制度上の課題や区民の不安を踏まえ、今定例会に条例改正案をご提案させていただいたところであり、新規届出に対する規制強化を図った上、既存施設に対する指導・監督を行っていきたいと考えております。

次に、千代田区内の違法旅館業施設ゼロに向けた対応を求める陳情についてですが、本陳情においてご指摘のありました小規模な旅館施設に対する懸念につきましては、区とい

たしましても同様の問題意識を有しております。違法旅館の発生抑制につながる措置として、本定例会において、千代田区旅館業法施行条例について、条例の目的や区、事業者及び宿泊者のそれぞれの義務を明確化するとともに、小規模な旅館施設の新規開業を認めない内容の改正案をご提案させていただいたところでございます。

本陳情の陳情事項について順に説明いたします。まず、1点目の過料などの罰則を設けることについてです。全国の自治体の中で旅館業に関する条例違反に対し過料を明示的に規定し運用要綱まで整備している例は、現時点で把握している限り京都市のみでございます。京都市では、旅館業法に罰則規定のない報告・聴取への不応答など、行政手続の違反に限って過料を設けていますが、実際に過料が科された事例は確認されておりません。一方、旅館業法に基づき区が定めた基準に関する違反については、同法に罰則規定があるため区が条例で過料を設けることができない仕組みとなっております。区といたしましては、過料の有無にかかわらず、旅館施設における営業中の従事者の常駐義務などの違反について、法に基づく監視、指導、命令、公表などを適切に組み合わせ、実効性のある対応を行ってまいります。

次に、2点目の営業許可施設などに提出を求める書類についてです。旅館業法は衛生法規であり、営業許可を受けた者が営業に伴う衛生上の責任を負う制度となっております。このため、施設の所有者などについて確認する法令上の規定はなく、現行の運用においては許可申請時に確認をしております。なお、現在ご審議いただいております条例改正がなされた後は、施設の規模規制が行われるため、建物や土地の登記事項については必要に応じて確認を行ってまいりたいと考えております。

最後に、3点目の旅館業施設一覧における電話番号の記載についてです。区のホームページに記載しております旅館業施設一覧において電話番号欄が空欄の施設がある点につきましては、施設専用の電話番号が存在しない場合や、営業者個人の電話番号と同一である場合は個人情報保護の観点から掲載を控えているものでございます。なお、区といたしましては、営業者へ直接連絡可能な連絡先は把握しておりますので、区へご連絡いただければ必要に応じて営業者へ連絡を取ることが可能となっております。

説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆さんから執行機関に確認したい事項がありましたらお願いいたします。

○白川委員 今回の問題点というのは私も今回の改正でかなりよくなるので、なくなったに近いかなと思っています。ただし、だからといって課題がないわけではありません、一つ、前の委員会で小枝委員がかなり細かく細かく聞かれたように、分かりにくさというのがどうしても出るものですから、その部分の説明というのをどうしてもきちんとしていただきたいなと思っています。

一つは、民泊の話なのになぜ旅館業法が関係するのかといった辺りですね。つまり、旅館業法を厳しくするというのは民泊問題の対処であるというのがどうも広まっていないようなんですね。だから、その部分の関連性というのをぜひ分かりやすくご説明していただき、これ、ここでというよりは区民に対してです。

二つ目が、違法民泊に対する不安というのが、やっぱり区民の聞き取りをすると圧倒的に多くて、その対応をどうしているのかというのが何遍も何遍も聞かれるんですね。だ

から、もう公式見解として「違法民泊は許しません」みたいなキャッチフレーズを出して、こんな対応をしますと。つまり、一つの説明の中に違法民泊の対応みたいなことを書いてもどうも注意を引かないので、区の姿勢としてぜひ「違法民泊は許しません」という、それに類するコピーを頂きたいなと思っております。

ちょっと長いので、ここまでにします。いかがでしょうか。

○市川生活衛生課長 今、白川委員よりご指摘いただいた二つの事項につきましては、確かにまだ不足している部分もあるというふうにこちらでも認識しておりますので、ぜひ今提案いただいた内容については今後実行してまいりたいと考えております。

○白川委員 それで最後なんですけど、これ、もう前も言いましたけれども、かなり条例が厳しくなりますので、これ今は社会的な雰囲気として民泊はもう許すなみたいな雰囲気になっていますけど、必ず揺り戻しが来て、何でこんな厳しくしたんだみたいな意見が恐らく先、ちょっと遠くない将来に来ると思うんで、ぜひこれはもう法的根拠がきちんとあるんだという説明も、もう理論武装みたいなところもぜひしっかり、もうやっぺらっぺらとは思うんですが、これも説明の部分でぜひ発信の部分でよろしく願いいたします。

○市川生活衛生課長 今ご指摘いただきました今回の条例を改正した趣旨などにつきましてもしっかりと分かりやすく説明をしていきたいと思っておりますし、もし社会情勢が今後また変化するようなことがあった場合には、そのときの社会情勢に合わせてまた適切な見直しを行ってまいりたいと考えております。

○池田委員長 ほかはいかがですか。

○小枝委員 条例審査でいろいろご説明を頂いて分かった部分も確かに多いかなというふうに思うんですけども、この陳情者の方は、12月23日の質疑という中で、そこを引用されていて、私、ちょっとその日は欠席だったので、あ、そういういろいろな質疑がされたんだなというふうに読んだわけなんですけども、個別については言えないよという話だけれども、今回の陳情書の具体的な指摘のところは言えるのかなと思って、ちょっと条例との絡みでもう心配ないよという話なのかもしれないかもしれませんが、一番下のところに、違法民泊ゼロのほうの下のほうですね。年間180日以内の営業、これを行うためには家主居住型、家主不在型、中でも管理者常駐型のいずれかの要件を満たす必要がありますというふうになっていて、今度の新たな条例においては、この二つについて、どのエリアのどの部分ができなくなり、どこの部分がまだできるんですけどという聞き方でいいですか。

○市川生活衛生課長 まず、家主居住型につきましては、基本的に民泊が禁止されていない場所については、特に区で規制をかけていない場所については従来と変更がありませんので、そのままできますし、同じく管理者常駐型についても同様でございます。ただし、人口密集地ですとか文教地区、学校の周辺100メートルにつきましては、今度の改正でもって家主居住型以外は民泊ができなくなるという改正の案を出させていただいたところでございます。

○小枝委員 文教地域、学校周辺、それから人口密集地域、ここは家主居住型でも駄目。この180日以内、このほうは駄目なんです。たしかそんな記憶。違う。こういう黄色だか何か丸い縞になっていて。（「居住型ならいい」と呼ぶ者あり）

居住型ならいずれもいい。ああ、そうか。居住型ならいい。そうすると、ここで問われているのは、居住型と言いながら居住していないよねという指摘なんです、この指摘は

ね。居住型なんだけど居住していない。そして電話番号もないよという指摘なんですかね。具体、どこじゃなくて、そういうのはどう対応しているんでしたっけ。

○市川生活衛生課長 まず、家主居住型については、民泊が禁止されているところ以外については、ある程度制限が、例えば文教地区などとか学校周辺については週末しかできないというような規制はございますけれども、基本的には民泊ができるということにはなりませんので、問題としましては、千代田区の条例におきましては、実際に民泊を行う場合は管理者が常駐しなければいけない。例えば家主居住型であれば当然住居ですからそこには必ず家主がいる状態でもって宿泊者を泊めさせるということをしなければいけないというふうに定めているところなんですけれども、もしそれが実は家主居住型といっても実際に居住実態がないとか、実はいるふりをしていていないというような施設がもしありましたら、その場合は条例違反となりますので、そういった施設については、疑いがある、あるいはそういったおそれがあるというところにつきましては、今後の監視を行って、もし違反が確認できた場合には厳正に対処していきたいと考えております。

○小枝委員 千代田区の場合は、そうですね、例えばそこにはないけれどももう一つ家があってそっちにはいるんだよという方もいるだろうし、それが駆けつけられる範囲かどうかという問題もあるだろうというふうに思うんですけど、また隣接建物にいらっしゃるという場合もあるだろうし、そういうケース・バイ・ケースということはあるだろうというふうには思うんですね。そこはちゃんと現実に沿った取締りを今までも努力してきましたし、これからもやっていきますよということで、とにかく年々こうした情報も頂きながらよくしていくんだよというのが今の千代田区の現状なんだろうというふうに考えます。そうすると、この陳情者のようなご指摘、一つ罰則の話が、これ京都だけがあるんですけど話でしたけれども、これは揚げ足を取るわけじゃないんですけど、千代田区の歩きたばこの過料というのはどこにもないものを千代田区は始めたよというところがあるので、今やるかどうかというのはもちろん検討、課題、あるかと思うんですけども、過料であったり、それから公表であったり、公表も何回か同じようなことをやって、例えば3回やっても改善しない場合は申し訳ないけど営業取消ししますよとか、何かそういうふうなことはもしかしたら検討されてもいいんじゃないかなというふうに思ったりもしたんですけども、そこはどうでしょうか。

○市川生活衛生課長 現在、届出を頂いている民泊につきましては、違反行為が確認されたものについては、そのたびに是正指導をして、それから今は改善されているところがほとんどですので、具体的に公表ですとか取消しとか、そういったところまで至るような事例が今のところはあまりないのでそこまでの措置をしていないという状況でございます。ただ、これがやはり今回の陳情でもいろいろ情報を頂いた内容や何かを精査しますと、我々がひょっとしたらまだ監視が足りない部分とかもあると思いますので、そういったことについては工夫をしながら、本当に家主が確実に宿泊者を泊めているときにいるのかいないのかということを確認した上で、もしそれに違反行為が見つかりましたら、それが常習化しているということであれば公表ですとか営業を停止する、場合によっては取消しをする、そういった措置を取ってまいりたいと考えております。

○小枝委員 分かりました。この方の場合の過去の経験もそうですね、ここのところ東京都がオリンピックの、何というのですか、選手村で売り出したところなんていうの

は、本当に民泊を規制できず、白タクが横行し、非常にもうパトカーを呼ばない日はないというくらい子育て環境にも悪化するという状況になっていて、エレベーターの中もそうした犬猫のふん尿とか、そういうのがあってというような、これは若干誇張しているかもしれないけども、これは大変だなと。要するに行き過ぎるとこういうことになるんだ。でも、白川委員が言われるように、駄目だ駄目だだけだとどうなるかということもあるんでしょうから、そこはやっぱり緩急つけながらも、ご心配要りませんじゃなくて、心配なところはいつでも言ってください、対応しながら、よりよい方策を考えていきますのでという体制、質疑の中でも皆さんがやられた外国語の表記であるとか、そういうこともたしかもう獲得されているので、そうした一つ一つの耳を澄ましてできることはやりますということではぜひやっていただければなというのが私の現段階での印象です。いかがでしょうか。

○市川生活衛生課長 今頂いたお話と我々も同様に考えているところでございます。いずれにしても、宿泊者のマナーの問題につきましては、これは管理者が常駐、家主居住型であっても、実際に民泊を運営する者が適切に宿泊者に説明をしないと、やはり同じような、例えばごみを散らかすとか、騒いでしまうとかという問題は発生すると思っておりますので、そこは今回の条例改正の内容にかかわらず、既存の民泊、あるいはこれから出てくるであろう民泊施設に対しては、宿泊者について、日本のルールというか、千代田区のルールというか、周りに迷惑をかけないようにするということをきちんと説明するように我々のほうも民泊の運営者に働きをかけていきたいというふうに考えております。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 民泊については、特に違法民泊の場合はしっかり区も調査されて対応されていると思うんですけども、今回、陳情者がおっしゃっている新しい条例についても抜け穴、課題が残されていると考えられると言っているんですけど、ここについてはどのような課題というふうに、先ほど言われたとおりに家主居住型であってもいいかもしれないというようなことなのか、それとも何か本当に抜け穴があるのか、そこについては区としてはどのように考えていらっしゃるんですか。

○市川生活衛生課長 今、牛尾委員がおっしゃられた内容につきましては、まずは家主居住型に制限したとしても、必ずしも家主がいないまま宿泊させる施設は今後も出てくるんじゃないかというのが一つの懸念として陳情者の方はおっしゃられているというふうに思っております。これは我々も同意見でございまして、家主がいるといっても、実際に本当にいるのかどうかということをやはり確認をしないと分からないという問題があります。

それからもう一つは、民泊を行う施設の構造の問題がございまして、家主居住型ということとは、当然家主がそこで日常生活を営んで生活をしているということになるわけなんですけれども、実際に本当にこのスペースで家主と一緒に居住できるのかというような疑問のある施設でもって家主居住型で申請をしてくる事業者がおります。実際には民泊で宿泊を泊める場合には、必ず家主が常にいる部屋というのを別に設けて、そこに必ずいるということが確認できてから届出を受理しておりますが、本当にそこで、例えば部屋が物すごく3畳ぐらいとか狭い部屋であったとしても、そういったものを設けられてしまうと家主居住型として受理をしなければいけなくなるというのが現状の法規上の制度となっておりますので、その点を抜け穴として指摘をされているというふうに考えております。この点は我々も何とかしたいなというふうに思っているんですけども、制度の仕組み上、そのの

ところをなかなか家主がここで確実に住めるというふうに主張されてしまって、実際に宿泊者と別空間の部屋があれば、やはりなかなかそれ以上強いことが言えないという状況がございますので、その点は本当に家主が間違いなく一緒に住んでいるところで宿泊者を泊められるような施設になっているのかどうかということについては常識の範囲でもって確認をした上で、少しでも怪しいなと思う施設については、本当に問題がないかどうかということの指導とか、あるいは届出が出た後の確認というのも行ってまいりたいというふうに考えております。

○牛尾委員 分かりました。先ほどの1番目の場合は、家主居住型といっても家主がいらないんじゃないかというのは、これはもう完全に違法なわけですよ。これはしっかり取り締まることができると思うんですけど、二つ目の、例えばワンルームのマンションなんかにあるんですかね。どう考えても家主と一緒に別の人が泊まるということとはできないだろうということについても、家主がいるスペースがあればオーケーだよと。これについては、例えば法の制度の問題だといいますけれど、例えば条例とかで、例えば2部屋ないといけないとか、面積がこれ以上ないといけないというような規制をかけるということは可能なんですか、それとも法的には無理なんですかね。

○市川生活衛生課長 現状でも、民泊につきましては、面積については25平米以上なければ駄目というふうに規定しておりますし、家主がいる部屋は宿泊者が泊まる部屋と別に設けなければいけないというふうな基準は設けているところでございます。

○牛尾委員 じゃあ、例えば先ほど言われた3畳ぐらいしかない部屋とか、ワンルームの部屋になった場合でも、何か仕切り、カーテンとかで、それをやれば家主がいるというふうなことに見られちゃうということなんですか、先ほどの2番目の課題というのは。

○市川生活衛生課長 まず、ワンルームマンションで本当に部屋が一つしかないところについては家主居住型は今現状もあり得ないんですが、その例えばマンションの部屋がありまして、そこが二つに分かれているというようなことがあった場合、1部屋のところに家主がそこにいますと。宿泊者は宿泊者で別の部屋があってそこに泊まることのできるというふうな構造になっている場合は受理せざるを得ないという状況でございます。

○牛尾委員 ああ、なるほどね。その場合でも家主もいられるよねと見ることができると認めなければいけないということですよ。なるほど。そうなった場合、何か例えばそういった家主がいらないんじゃないかというような苦情等が来た場合に、この家主にこちらから直接連絡を取れる手段というのはあるんでしょうか。電話番号を把握するとか、そういった形で家主に直接こちらから連絡が取れるということにはなっているんですか。

○市川生活衛生課長 家主への連絡先については、電話番号、ケータイの電話番号あるいはメールアドレス、そういったようなもので把握はしております。

○牛尾委員 そうなった場合に、こういった苦情というか連絡がありましたといった場合、家主には基本的には役所としては連絡をして、こういう指摘がありますよというようなことはちゃんとやられているということでもいいんですかね。

○市川生活衛生課長 今回の陳情書に個別に書かれた内容に限らず、常駐していないという疑いがあった施設については、本当に常駐していないかどうかということについて、その施設に宿泊した方にインタビューをして、家主がいたかどうかということを確認した上で指導するというふうにしておりますし、実際に我々が訪問したときに宿泊者はいるけ

ど家主がいないという状況が現認できた場合は、家主が例えば買物のために1時間ほどちょっと部屋を出ていたとか、そういったことについては一応認められている範囲というふうにされていますので、たまたまいなかったのか、それともいつもないのかということを確認した上で、いつもないければ、当然それは条例違反ということになりますので、指導をしているところでございます。

○牛尾委員 分かりました。そこは何とも難しいなと思いつつも、しっかりやっていたらと思うんですけど、最後、この陳情者がおっしゃっているように、豊島区のように、そういった声とか苦情とかがたくさん出てきた場合に、もう認めないと、家主居住型であっても認めないというようなことは、これは可能なんですか。

○市川生活衛生課長 一応この住宅宿泊事業法が制定されたときの国の考えとしましては、基本的には民泊を促進するという観点でこの法律ができておりますので、全面禁止というようなものについては法の趣旨に反するというふうには言われているところではございます。そのため、千代田区におきましては、人口があまりいないところについては民泊について特に制限を定めないように条例で定めまして今日に至っておりますので、例えば人口があまりいないところについては現行のままにして、それ以外の住宅密集地についても、全て民泊を禁止にするということは可能ではないかと思いつつも、現状では、一方で家主居住型であってもきちんと法を守って適正に運営している事業者もおりますので、そういった事業者たちが営業できなくするというような規制を今直ちにしなければいけないほど、例えば民泊の数が増えていて苦情が多いとか、そういった状況ではありませんので、今のところは今回の条例改正でもってまた様子を見た上で、それでもやはりひどくなるようであれば検討していかなければいけない課題ではないかというふうに考えております。

○池田委員長 はい。ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ほかになければ、これで質問を終わります。

この2件の取扱いはいかがいたしましょうか。（「お返しで」「お返しでいいんじゃないですか」「お返しで」と呼ぶ者あり）よろしいですかね。

それでは、本陳情につきましては、こちらの委員からの質問に対して課長が丁寧にお答えをさせていただいたということもありますし、前回、条例改正の審査をして、さらに区内では厳しく取扱いを行うことになったということもありまして、場合によってはまた通報等、指摘があったときには必要に応じて確認をするなり指導していくということも確認ができましたので、これについては今後の対応を見守っていくということも含めて、本日の議論をもって陳情者にお返しし審査を終了したいと思いつつも、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、以上で、日程の1、陳情審査を終わります。

次に、日程の2、報告事項に入ります。

子ども部、（1）和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備について、理事者からの説明を求めます。

○川崎子ども施設課長 それでは、教育委員会資料1-1に基づきまして、和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備についてご説明いたします。

項番1、一体的整備構想の策定です。和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園の

敷地を入れ替え、新たな公園と学校等施設の一体的な整備を今後具体的に進めていくに当たり、昨年12月のパブリックコメントを経て、本年2月に区の考え方と今後の方向性を一体的整備構想として策定いたしました。

次の資料、教育委員会資料1-2をご覧ください。こちらが策定した構想となります。内容はパブリックコメントの後の1月23日の本委員会にてご説明した内容と同じでございます。

それでは、また教育委員会資料1-1にお戻りください。項番2、地域等との検討の経過です。

今回の構想策定までを振り返りますと、令和元年度から検討組織を設けて施設関係者との意見交換を重ね、令和6年度からは和泉公園の都市計画変更も見据えて、公園も含めて全体の機能が向上するよう地域とともに検討を行ってきたという経緯になってございます。直近では、④番の和泉小学校・こども園等施設と和泉公園との一体的整備に向けた検討会を令和8年の2月の16日に開催いたしております。

項番3、現在の検討状況です。策定した一体的整備構想を踏まえ、人工地盤校庭パターンにおける効果的な機能の配置や、諸室の規模と相互の関係性について整理・検討を行っています。整理した内容は基本計画としてまとめ、今後の設計の与条件としていきます。

それでは、現在の検討状況について参考資料にてご紹介いたします。参考資料1をご覧ください。参考資料1は、2月の16日に開催いたしました地域検討会での資料を使用して抜粋したものでございます。

1枚目は、基本計画を策定する狙いについてまとめたものです。現在、プランニングの検討を行っていますが、そこで整理した内容が今後の設計の与条件になることを表しています。

2枚目をご覧ください。2枚目から7枚目がプランニングの検討資料です。必要な機能と諸室を図面に落とし込む中で、効果的な配置や関係性、施設間で譲り合うべき事項などの洗い出しを行っています。検討会の中では、教室に近い位置での図書コーナーや集会もできるオープンスペースが確保できるとよいと、そういったご意見などを頂きました。

8枚目のところをご覧ください。8枚目は、施設職員との意見交換の概要です。これまで地域検討会やオープンハウス型地域説明会を通じて利用者や地域の意見を伺ってきておりますが、施設の設計に向けては現地で働かれている施設職員の方からも使い勝手上のご意見やアドバイスを頂いたほうがよいと考え、和泉小学校の教員やこども園の保育士、児童館のスタッフ、パークサイドプラザの職員に、現在検討中の模型やプランニングの資料を見ていただきご意見を頂いたものでございます。その結果、校庭レベルでのトイレの設置やオープン教室とした場合の扉のしつらえ等、実際の運用を見据えたアドバイスを頂きましたので設計に向けた参考としていきたいと思っております。

次の資料、参考資料2をご覧ください。参考資料の2は、学校・園及び地域の皆様に整備の検討状況をお知らせしているニュースレターです。公園も含めた一体的整備の検討が本格化した昨年度から発行を始め、今回が第3号になります。こちらのレターは今週にも小学校の児童やこども園の保護者様宛てに配付を行うとともに、公園周囲の町丁目の皆様への郵送による配付も行っております。

それでは、教育委員会資料1-1にお戻りください。項番の4、今後のスケジュールで

す。

令和8年度の前半に都市公園と中高層階住居専用地区の都市計画変更を行うとともに、基本計画の策定を行ってまいります。そして策定した基本計画の内容を基に令和8年度の後半に業者の選定を行い基本設計に着手したいと考えております。

以降のスケジュールにつきましては、教育委員会資料1-3をご覧ください。教育委員会資料1-3になります。資料の右側をご覧ください。

予定どおりに令和8年度前半に基本計画が策定できれば、そこから1年目、2年目と2年間をかけて設計を進め、工事の着手後、想定としましては基本計画の策定から6年目の後半、年度で言いますと、令和14年度に新施設1期分の供用開始を想定しております。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。よろしいですか。小枝委員。

○小枝委員 予算委員会でも皆さんもっと早く、頑張っていたいただいているんだけど、これ以上は短くならないんだよねみたいな意見もあったと思います。一つ気になるのは、この施設のもう最初から特徴だとは思いますが、通常避難所になる体育館に当たるところが一番上に行っちゃうという問題はどんな議論をして、災害時の高齢者とか、どういふ議論をしてそこはよしとしているのか、もしくはまだ何かやりようがあるのか、ちょっとそこは気になります。いかがでしょうか。

○川崎子ども施設課長 ご指摘ありがとうございます。まさに地域の避難所にもなる施設でございますので、いざというときの避難所機能ということも大事でございます。現時点では、まだ最上階がいいのか、または今日の資料にありますように、地下というか、グラウンドレベル、1階から1個下の階がいいのかというのはまだ検討中でございます。まさに避難所なり防災上の視点からは少し地下のほうがいいんじゃないかという話があったり、また体育館というのが、児童が、または園児の方が度々行く場所、フロアでございます。この建物が今7階、8階建てぐらいを想定してまして、一番上に体育館がございますと、体育館に行くためだけに相当な階段の上り下りが生じるので、かといってGLというか、地下のところであっても、やはりお茶小もそうですけど、下に下りなきゃいけませんけども、その上下の移動距離も踏まえまして、先ほどの避難所としても比較的地面のレベルから近いということから地下もいいんじゃないかというのは今検討会の中でも検討しているところでございます。ただ、今この時点で決定しているものではございません。

○小枝委員 そこは本当に地域で非常に重要な論点になってきて、最後の最後まで悩むところ、もう決断のときだと思えますね。かといって、プールが上に行っちゃうと、これまた重いものが上に行くことによる費用増加の問題があり、採算との関係が出てくると思うので、本当に悩ましいとは思えますけれども、やっぱり避難所としての考え方、どちらか、二択になっちゃうのか、いやどちらも下に置けるのか、私は公園の地下のところだっ使用すれば災害時のことを考えると可能性を考えたほうがいいんじゃないかななんて思ったりもするんですけれども、それは現実事業を行っている中での判断だと思うので、そこは私は出過ぎたことは言えませんので、ぜひより待ち遠しい施設で、スピードとの関係で、より早くよりよいものになるようにさらに頑張ってください。後で後悔が出るんですよ。お茶小なんていうのは上にプールを持っていったというのは、やっぱりやや後

悔は出ますよね。あとエレベーターの大きさにも関わってくるので、クラスの全員が上がれるエレベーターみたいになってくると大きくなるんですよね。そういうところは経験値が先輩方のあると思うので、ぜひ一番いいベストなチョイスをしていただければなというふうに思います。よろしくお願いします。

○川崎子ども施設課長 最後に参考までに、資料の1-2の49ページのところを見ていただきますと、今、委員ご指摘のとおり幾つかの考え方があるでしょうと。プールも体育館も下という案もあれば、ちょっとプールが最上階というのは今用意していないんですが、そうした中でメリット、デメリットを今検討しているところでございます。そうした中で、先ほどの説明の繰り返しになりますが、体育館は最上階というよりむしろ下のほうが児童も行きやすいんじゃないかとか、もちろんこのエリア、荒川浸水のエリアではございますが、荒川浸水の際にはもう水平避難が原則でございますので、そういった意味でも、体育館も例えばプールも下にといいところも選択肢の一つですし、今日の資料ではむしろそっちの案でスタディーをしているところです。あと公園の下も使ったらいいんじゃないかというのももちろん中でも議論があったところですが、そうすると、どんどん公園の閉鎖時間が長くなってしまいますので、今、なるべく公園を早めに復活しようとしている中でも8年間ほど公園が使えない時期があります。それがさらに長くなる可能性がある。もちろん可能性としてはありますが、今はあまりちょっと候補として挙がっていないところでございます。

以上でございます。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 いろいろ検討されているとは思いますが、体育館の場合は、今の和泉小学校でもちょうど中間の辺りの4階ですか、その上はプラザということで、そういったことも選択肢として、もう上か下かじゃなくてあるのかなと思いますけど、そこはぜひご検討も頂ければというふうに思います。

私は、今後基本設計をしていくに当たって、やはりこういうふうな設計になっていきますよという段階から、やっぱり保護者の方とか、子どもたちの意見が取り入れられるように、しっかり情報公開していきながらやっていっていただきたいと思いますけれども、そこについてはどのようなことになっているのか。

○川崎子ども施設課長 まず、一つ目の体育館の位置につきましては、先ほど見ていただきました資料1-2の49ページの辺りを想定しているところでございます。現在のパークサイドプラザは中間というか上のほうにございますが、一方で、体育館の上のところは少しあんまり重いものに乗っていないような形です。今回はすべとんと同じ平面形で最上階まで行く形なので、柱割の関係とかもありまして、真ん中に体育館を抱えるというのが、もちろん全く可能性がないわけじゃありませんが、それが建物の構造上もベターなのかというのは考えたいと思います。

もう一つ、情報共有、こちら非常に必要だと思っております。ニュースレターも今日もお見せしましたが、そういった形で引き続き検討状況のほうはレターでもお知らせするとともに、ちょっと現時点で絶対実施すると確定しているものではありませんが、やはりまたオープンハウスのようなところや、そういったものを、これまで公園との入替えの一体的整備構想に当たって2回ほど実施しておるんですが、今後は公園の話もありますが、より

建物の中身の話、児童・園児に直結するところでございます。こちらにつきましては、いろんな頂いた意見を全て反映するというのは非常に難しいのかもしれませんが、ただ検討している状況をつぶさにお伝えするというのが理解が難しかったとしても必要だと思っておりますので、先ほど申しましたように、オープンハウスのものも含めて検討していきたいと思っております。

○池田委員長 白川委員。

○白川委員 地元の方とか子どもたちの意見を取り入れるというのは私も賛成なんですけど、できるだけプロの意見ですかね、プロの意見を煮詰めた上で選択肢として提供するというのが重要ななと思っています。

もう一つなんですけど、まだ恐らく先のことなんて決まっていないうんだけれども、これだけの施設ですと電力を相当使うだろうと思います。今後、太陽光とかというのはご検討なのかなと思うんですが、もし何か決まっていれば教えてください。

○川崎子ども施設課長 まず、現時点で導入する基幹動力というか、電気オンリーにするのか電気とガスにするのか、そういったところは、すみません、まだ検討してございません。ただ、トータルとしまして消費エネルギーを減らしていこうと。それは省CO₂の観点から、これは環境政策のほうで出している指針、ガイドラインがございますので、それにのっとって具体的設計内容に入っていくということになりますし、その段階では政策経営部の施設経営課にも協力いただきながら、また日々新しい技術が出てくるとは思いますが、一方で、あまり新しい技術に飛びついて、その技術がメインでなくなることもあり得ますので、よく注意しながら進めていきたいと思っております。

○白川委員 ありがとうございます。私もそれは賛成です。太陽光って結構場所を取りますし、処分も大変、廃棄も大変ですので、積極的にすべきでないという意見も最近が強まっています。せっかく遅れたのでというのは言い方としてあまりよくないかもしれませんが、せっかく遅れたので、ペロブスカイト太陽電池の技術が相当高まっています、実用化が可能になるぎりぎりに来ているので、ぜひご検討いただきたいなと思っております。もう一つは、蓄電池ですね、蓄電池もかなり技術が高まっていますので、この二つを組み合わせると相当の電力料金もセーブできますし、災害があったときもかなり役立つと思っておりますので、ぜひご検討いただきたいなと思っております。いかがでしょうか。

○川崎子ども施設課長 ありがとうございます。環境政策の部門と施設経営にも技術的な知見を頂きながら、頂いたご意見は参考にして検討を進めていきたいと思っております。

○池田委員長 はい。ほかはよろしいですか。

ふかみ委員。

○ふかみ委員 ありがとうございます。しっかりとした資料を作成の上、計画的に進めていただいていると理解しております。これから計画が進むに当たりまして、ここで行われているまちの行事、納涼祭りであるとか、そういうところにも影響が出てくると思うんですけども、こういったハード面に合わせてソフト面のほうの変更計画みたいなのは立てられるんでしょうか。

○川崎子ども施設課長 ご指摘ありがとうございます。この施設、この一体的整備の特徴は、教育、学校施設だけでなく公園も含んだものでございます。特に公園につきましては地域行事で非常に使われることがございます。学校もそうですが、そうした中でまさに連

携だったり、公園が閉鎖している期間に、校庭を使って地域のイベントをやったりと、そういったところは、これまで地域との検討会でも度々ご意見を頂いておりますし、そういった工事中のことだけでなく、完成後も、せっかく公園というオープンスペースと、隣接して少し一段上ですが、校庭というやはり少し似たようなオープンスペースがあって、それが完全に塀とかフェンスで囲われて全然行き来がないという形であると非常にもったいないですので、ここは運用面、ソフトを誰が責任持ってその時間帯管理するのかというのはよくよく調整が要りますが、ぜひ運用面も含めて一体的にしていきたいと考えております。

○池田委員長 よろしいですか。

小枝委員。

○小枝委員 先ほどの環境面のところで一つ、これもかねがね言ってきたことではありますけれども、基本計画がこの7月、9月ということで大詰めになってくると思うんですけれども、できることできないことはあると思います。言われたように発電する窓、ペロブスカイトという声も私もタイムリーだというふうに思いますが、あと、森林譲与税の関連でも、国のほうも東京都のほうも国産木材活用ということは相当後押ししていますので、そういうのも、別にそれによって期日が延びるということではなくて、どういうことができるのか、よく制度とのマッチングを進めていただきたいというふうに思います。場所によろと思うんですね。みんな違いますからね。麴町中学校の環境配慮と一橋中学校の環境配慮が違うように、そうすると、この間、何だっけな、エコ会議みたいなところでパンフレットを持って国の方がいらしたのは、何ですか、地中熱かな、なんていうのも、千代田区もやっていますよと言ったら、いや、あれは違うんですよと言われて、あ、そうなんですかなんていう話もあって、ちょっと私は専門家じゃないので分かりませんが、そういうことも一番マッチングする、そしてスピードを阻害することなくいい制度を集大成として、環境教育にね、子どもたちの環境教育の最先端になりますので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。どうぞよろしくお願いします。

○川崎子ども施設課長 先ほどの使用するエネルギーの話とも少し重なりますが、やはり環境政策の部門で木材使用のガイドラインも区有施設について持っております。当然そこで示されております少し挑戦的な基準もクリアできるように、たしか平米当たり何キロとか木材を使いましょうと。当然こういう高層のしっかりした建物で防火地域内ですので、建物そのものを木造にするというのは難しいと思います。これも100%無理じゃないかもしれませんが、特別な認定等が必要です。ですので、コンクリートとか鉄で造るんですけども、学校ですので中の什器とか内装材、そうしたところは積極的に木材を使うことで木材利用の促進になっていければと思っております。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 ちょっと確認だけさせてください。新しい小学校施設は1学年2クラス対応になりますか、それとも3クラス対応でいくのか、教室の数というのはどういうふうな考えですか。

○川崎子ども施設課長 既に現時点で教室に余裕がない状態です、今の和泉小は。それも一つ今回の建て替えの必要性の一つになっております。改修でなくて、やはり建て替えしなきゃいけないねという要因の一つです。私どものほうでも、長期的な人口推計ビジョン

を基に和泉橋エリアの学区内の年少人口の推移をそこから出しておりました、そうしてきますと1学年3教室、ピークのときはいるでしょうと。ただ、そこでぴったりですと、ちょっとでもあふれてしまうとそこでまたパンクしてしまいますので、今、普通教室のこまとしては24こま、つまり各学年4クラスになるというのではないと思いますが、1学年3クラスプラス一つ余裕。ただ、その余裕というのも単なる物置になるというよりは、今、例えば算数の授業で少人数展開していたり、必ずしもクラスルームの中だけで授業が完結しているものではないので、そういった意味でも別に無駄に大きくしているわけではなく、ただ、万々がマックスになったときにも吸収できるように計画しているところでございます。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、（1）和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備についての質疑を終了いたします。

以上で子ども部の報告を終わり、保健福祉部の報告に入ります。

保健福祉部（1）敬老入浴券のデジタル化の検討について、理事者からの説明を求めます。

○小目高齢介護課長 敬老入浴券のデジタル化の検討につきまして、保健福祉部資料1に基づきご説明いたします。

1、概要でございます。区では、65歳以上の希望する区民の方に対して年間44回区内外の公衆浴場を無料で利用できる入浴券を交付してございます。このたび、区民の利便性の向上、公衆浴場及び区の業務負担軽減を図るため、敬老入浴券の形式につきまして、現行の紙チケット方式のものデジタル化を図る検討をしておりますため、本日はそのご報告をさせていただきます。

項番2、検討内容でございます。変更案の内容ですが、現行の紙チケットを二次元コード付きのプラスチックカードへ変更いたします。利用者の方は公衆浴場の受付に設置される読取り端末にカードに印刷された二次元コードを読み込むことで所定の回数無料で入浴いただくことができます。また、カードに代えまして事前登録した利用者ご自身のスマートフォンによる読み込みを可能とする想定でございます。さらに年間利用回数は新年度開始ごとに自動的に付与される仕組みを想定しております。

これにより期待される効果といたしまして、大きく3点ございます。毎年度の紙チケットの発送・受け取りが不要になること。紛失時の再発行が可能となること。公衆浴場から区への報告事務にかかる負担を軽減することができることでございます。

項番3、今後の予定でございます。令和8年の3月、今週でございますけれども、該当の皆様へ令和8年度分の敬老入浴券を発送することを予定しております。その際、チラシを同封することで利用者の皆様へ今ご説明さしあげた現時点での検討内容を周知させていただく予定でございます。

令和8年度に入りましたら、引き続き利用者及び公衆浴場の意見を確認しながら、今後のデジタル化の検討を深めてまいります。

ご説明は以上となります。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○おのぞら委員 敬老入浴券は令和6年度は希望率が51%、使用率が26%であんまり高くない事業だというふうに認識はしているんですけども、私が心配なのは、やっぱり転売とか譲渡が容易になるんじゃないかということなんですね。以前も委員会で指摘させていただいたんですけども、メルカリに出していた方がいらっしやったりとか、お話を伺っているとほかの方にやっぱり差し上げているという例もあるそうなので、やっぱり44枚という範囲で皆さんに使っていただくというのが基本だと思うんですね。スマートフォンで利用が可能ということは、なかなかそれも、何ですか、譲渡も難しいかなというところはあると思うんですけども、逆にプラスチックカードというところをオーケーとすることで、本人確認もしなくなるんですかね。ピッとやるだけでもうどんどん入れちゃうと思うので、その辺りの対策というのは何か考えていらっしやるんでしょうか。

○小目高齢介護課長 そういった不正利用の防止という手だてでございます。こちらはカード化を図ることによっても現行の紙チケットと同様の、そこはセキュリティ水準になってしまふかなというところでございます。なかなか現行の対策よりも不正利用を防止する効果が高まるかという、なかなかそういったところは現時点ではちょっと見込みが難しいのかなというところではございます。ただ、今、システム業者にも幾つか聞いてございますけども、あるいは先行している自治体もございまして、そういった自治体の事例等も拾いながら不正利用の対策について検討をさらに深めてまいりたいというふうに考えてございます。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 おのぞら委員が言うように、これが不正に使われる、転売されるということの要因に、一つはやっぱり無料だと。無料で入れるということもあると思うんですよ。中央区では、予算委員会でも紹介しましたけれど100円で入れるというようなことじゃないですか、カードがあれば。そういった検討というのは中ではされたんですか。

○小目高齢介護課長 そうですね、利用回数の上限の撤廃等はまたこのデジタル化とは別の論点として区で検討はしているところでございます。区のほうでも、区民の現行の利用者の方にアンケートを取る等してございまして、そういった形で一定の自己負担ありで無制限に使える、こういったところもどうだろうかというところは確認を取っているところでございますけども、そのアンケートの中では、なかなか「現行のままだがよい」というのが44%ほどで、見直しを求める声というのは大体5%、6%にとどまったと。過半数はどちらでもいいということなんですけども、そういったような状況もございまして、委員のご指摘の上限の撤廃等については、またデジタル化とは別の論点で引き続き検討はしてまいりたいと思います。

○池田委員長 白川委員。

○白川委員 これ、いい検討だと思います。一つ、懸念というほどでもないんですが、プラスチックカードにすると残りの回数が分からないだろうと思うんですね。ただ、この44回というのを使い尽くす人というのは、ほとんどいなければ別にそれは気にしないでいいことだと思うんですが、使い尽くす人って、結構いらっしやるんでしょうか。

○小目高齢介護課長 大変恐縮でございますが、全体の総発行枚数については区では数値の確認は取れておるんですけども、具体的にどの特定の一人の方がたくさん使っていらっしやるのか、広く浅く使われているのか、そういったところの分析というのはなかなか今進

んでいないという状況でございまして、ちょっとその点の数字は今持ち合わせていない状況でございます。

○白川委員 推測として、あんまり全部使う人というのは珍しいというふうに考えてもよさそうですか。

○小目高齢介護課長 そうですね、全体の利用状況からすると、なかなか44回使い切っているという方の数は、総体としては少数なのかなというふうに推察してございます。

○白川委員 あと、プラスチックカードは名前が入るか入らないかというのは分かりますか。

○小目高齢介護課長 現状の想定ですと、特定できる数字を入れる予定でございまして、そこについて何か個人情報、氏名、住所、そういったものは付記しない予定ではございません。

○白川委員 一つのアイデアといいますか、これもプライバシーに関係するので難しいかもしれませんが、名前を書いてもらうみたいなことをすれば、不正使用も少しやりにくくなるのかなと。こういう単なる思いつきですが、提案して、これで終わります。

○小目高齢介護課長 そうですね、一番ベストなやり方というのは、今後事業化を検討してまいるところでございまして、委員ご指摘の点も踏まえて検討させていただきたいと思っております。

○池田委員長 えごし副委員長。

○えごし副委員長 私、確認ですけれども、読み取り機器というのは、区内、区外どちらも含めて区から提供するという形でよろしいですか。

○小目高齢介護課長 現時点の想定では、区内、区外問わず、区のほうでご用意をして端末を銭湯の受付に設置をさせていただき予定でございまして。

○えごし副委員長 デジタル化、私もすごいとは思いますが、やっぱり一番重要な部分は使っていただく皆様への周知の部分だろうと。今年3月には周知をするチラシを同封というふうに書かれていますけれども、デジタル化していくよということだけじゃなくて、例えば登録方法とか、そういうやり方もしっかりとお伝えできるように、例えば何か説明会とか、スマホ教室とか、そういうところでちゃんと使い方もしっかり教えていきますよということも、やっぱり皆さん不安だと思うんですね。デジタル化になってもどうやって使えばいいのかって、絶対そういう声が出てくるので、そういうのもしっかりと区としてやっていきますよということは、具体的に日程とかはまだ決まっていないのであれだと思いますけど、しっかり使い方もサポートしますよということはしっかり伝えていただきたいなというふうに思います。あと、プラスで、今やっぱりスマートフォンを持っている高齢者の方も少ない。そういう意味で、東京の補助とかも使ってスマホ購入の補助とかも今新しく出ています。そういうチラシも一緒に同封して、全体的に推進を後押しできるように周知の段階でもしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○小目高齢介護課長 ただいま2点のご質問を賜りました。そうですね、令和8年の3月にまず現状のまだ未確定なところが多いんですけども、これまで慣れ親しんでいる方々にいたずらに混乱を来さないように、ちょっと予算化のまだ前の年度ではあるんですけども、ちょっとこの段階で現状の報告をさせていただきというところを考えてございます。制度が煮詰まってまいりましたら、より詳細な方法等もご案内できますので、その段階でまた

こういった機を捉えましてチラシ等で周知を図ってまいりたいと思います。その中で、区内の様々な会場で高齢者の方々向けのスマホ教室といったものもご案内のとおり実施してございますので、そういったところの周知というのもそのチラシの中でできれば、より区民の方々、高齢者の方々のデジタル化の進展が図られてよりよいのかなというふうに今受け止めさせていただきました。

2点目のスマホの補助、今年度補正予算を組みまして、区としても高齢者の方々へスマホ補助ということを実施したところでございますけども、来年度以降、区なのか都なのかというところでありますが、こういった補助が引き続き継続していくとは思われますので、来年度以降、そのときある制度を併せて周知を促進してまいりたいと考えてございます。○えごし副委員長 ぜひお願いします。もちろん具体的に決まった段階でまたそういう具体的な説明会とかのご案内というのはぜひしっかりやっていただきたいんですが、初めのこの周知の段階でも、何というんですかね、ちゃんとそういう使い方とかも支援をしていきますという区の思いというか、ちゃんとそういうところはちょっと書いておいてもらえると高齢者の方も安心できるかなというふうにも思いますので、そういうところの検討もまたお願いできればと思います。

○小目高齢介護課長 そうですね、直近で発送する封書類については、既に封入、封緘が終わってしまっておりまして、そこで盛り込むのはなかなか難しいところではあるんですけども、今後、第2弾、第3弾がありましたら、そのタイミングで今おっしゃられた区としてのメッセージが伝えられるような形で取り組んでまいりたいと思います。

○池田委員長 ぶかみ委員。

○ぶかみ委員 私もこの取組はすばらしい取組だと思っています。これを機に多くの方に活用していただけるといいと思っています。どなたにとっても新しい習慣を得るといいですか、こういったスマートフォンを使ったりコードでやるのは大変なことだと思いますので、また移行期において、移行期間として紙とこういったコードの併用などももしかしたら検討されるかもしれないんですけども、替えてくださった方にはチケットをもう1枚もらえるであるとか、インセンティブ設計なども視野に入れて円滑な移行を検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○小目高齢介護課長 そうですね、現時点でインセンティブ付与というところまでは検討が及んでいない状況ではあるんですけども、委員ご提案のご意見として、ちょっと現状では受け止めをさせていただきたいと思います。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 変化していくんだなということを感じながら教えていただきたいんですけども、大体これ幾らぐらい、端末は貸出しになるのか、区内浴場ってもう4件でしたよね。バン・ドゥーシュでしたっけ、麴町のほうはもうなくなってしまって、公設のが一つあってあと3か所、そこの方々に端末は貸出しになるのでしょうか。その辺のイメージを教えてください。

○小目高齢介護課長 おっしゃられるとおり、貸出しという形になるかだと思います。基本的には、銭湯の皆様には特にWi-Fi等なく使える機器を想定してございますので、電気代等はおかかってしまうかもしれませんが、特段の負担はないような形で制度設計を進めてまいりたいと思っています。

○小枝委員 そちら辺は浴場組合との合意ということはやってきているのでしょうか。

○小目高齢介護課長 そうですね、予算化はまだまだこれからというところでございますけども、こういった検討を進めているというところは打診をさせていただいておりまして、現時点では各浴場組合の皆様、内容について異議はないというところを確認してございます。

○小枝委員 そうしますと、負担もかけないし突然ということでもないし、こういうところはコミュニティの核でもあるので、やっぱり利用者さんにとっても経営している方にとっても、麴町がやめられてしまったように、結構コスト高の中で本当に経営そのものが大変で、私も区外のが使えたらいいのにといいうふうに思ったこともあったんだけど、区外に流れてしまうと、結局は区内業者が経営が圧迫されてしまうという苦しい問題もあるというのを聞くと、やっぱりなくなってしまったらもう元も子もないので、一体どう維持継続していけるような経営支援みたいなこととタイアップしながら続けて、こういったことが負担にならないように、ソフトランディングというか、導入していってほしいということが1点。

それと、最後に、子どもさんたち、私なんかは子どものときには、結構学校の子たちと、まだ安かったですのでお風呂屋さんに行くというのがありましたね。菖蒲湯の日とかいろいろあると思うんですけども、そういったものも、何かね、これから先ですけども、子どもさんがこうしたお風呂屋さんを活用するというのを誘導するようなことも考えていくといい地域文化にもなっていくんじゃないかなというふうに思うんですけども、今すぐじゃなくてもいいので、ぜひご検討いただけたらなと思います。

○小目高齢介護課長 今の小枝委員からご指摘のうちの1点目のほうにご回答させていただきます。そうですね、こちら側の負担増になって区内の経営を圧迫するという、これは本末転倒と考えてございます。こちらのデジタルを契機により足を運んでもらって、より多くの方に区内の銭湯に親しんでもらう。区外の銭湯でもそれに利用できますけども、そういったところを狙っているところでございますので、委員ご指摘の点を踏まえて、経営圧迫はゆめゆめならないような形で気をつけてまいりたいと思います。

○池田委員長 地域保健課長。

○菊池地域保健課長 今、委員ご指摘の2番目のご質問で、公衆浴場助成に関してですけども、現状、区のほうでも公衆浴場の存続支援利用促進という形で設備整備補助ですとか、今ご指摘いただいたような既設事業の補助についても実施させていただいております。引き続きこういった事業を通しまして利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

○池田委員長 子ども総務課長。

○加藤子ども総務課長 ちょっとどんな形でできるかはちょっと何とも分からないんですが、いろんな形で銭湯のご利用を図っていくといったところについては少し検討させていただきたいと思います。

○池田委員長 はい。ほかはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（１）敬老入浴券のデジタル化の検討についての質疑を終了いたします。

続いて、（２）千代田区新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）に対するパブ

リックコメントの実施結果について、理事者からの説明を求めます。

○菊池地域保健課長 それでは、千代田区新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）に対するパブリックコメントの実施結果について、保健福祉部資料2に基づきましてご報告いたします。

本件は、12月7日開催の本委員会で計画素案の概要についてご説明をさせていただいたところです。その後、年明けにパブリックコメントを実施したことから、その結果と区の考え方について改めてご説明させていただきます。

まず資料の項番の1、計画改定の背景と趣旨でございます。改めて前回の説明と同様になりますが、この計画は新型コロナウイルス感染症対応などにおいて積み重ねてまいりました知見や経験などを生かしまして、その対策を具体化するため、平成26年に策定した計画を改定するものでございます。

次に、項番の2、パブリックコメントの概要でございます。公募期間を令和8年1月20日から2月2日までといたしまして、広報、ホームページ、出張所、保健所などの窓口で周知・閲覧を行いました。

結果といたしまして、在住者1名から4件のご意見を頂戴しております。ご意見の概要と素案の該当ページ、それからこれらに対する区の考え方を資料の裏面にまとめさせていただいております。こちらについてかいつまんでご説明をさせていただきます。なお、今回、委員限りの参考資料といたしまして計画の改定案を提供させていただいております。こちらも併せてご参照ください。

まず1番目、高齢者等への情報提供方法の充実についてということで、区の情報提供について、区の広報紙やホームページなどが中心であったため、パソコンやスマートフォンの利用が難しい高齢者等には迅速な情報伝達できていなかったのではないかと。区の掲示板などに掲示するなどの周知を図ってほしいというものです。これにつきまして、区は、感染症発生時においては迅速に、また分かりやすい情報提供を行うことが重要と考えており、多様な媒体の活用を検討してまいりますとお答えしております。

次に2番目、往診を含めた受診医療体制についてということでございまして、夜間の発熱時などに往診を含めた医療提供体制を平時から充実させてほしいというものです。これに対しまして、区は、このような医療体制は、東京都が現在病院や診療所などと医療措置協定を締結して提供する役割を担っております。現在もこの拡充に向けて検討が進められているところでございますので、区といたしましては、こうした仕組みを活用しまして地元医師会などと連携して区民を適切な医療につないでまいりたいというふうにお答えをしております。

次に3番目、感染を防止するための施策の推進についてということで、マスクや消毒液の備蓄、また、必要に応じて区民へ提供を行う体制を日頃から準備していただきたいというものでございます。これに対しまして、計画では、区は感染症対策業務に従事する職員用の備蓄を行っておりまして、個人レベルの備蓄については区民それぞれが努めていただきたいということで、防災備蓄についての役割分担をお示ししていることから、今後も平時から防災用品の備蓄など、こういった準備を進めていただきますよう区民の理解を求めてまいりたいと考えております。

最後に4番目、直接区民と接する業務に従事する方への支援についてということで、医

療・介護従事者、教育関係者など、公益性の高い業務に従事する者についても、区民と同様のサービスを受けられるようにしてほしいというものでございます。これに対しまして、計画では、計画におきまして医療機関や介護従事者など、公益性の高い業務に従事する方々を特定登録事業者として対策の対象としていることから、今後もこれらの方々の業務継続の支援に努めますとお答えさせていただいております。

それでは、再度資料の表面にお戻りいただきまして、最後の項番の3、今後の予定でございます。今回のパブリックコメントの結果につきましては3月の下旬に公表を予定しておりまして、計画本体につきましても3月末に策定の完了を見込んでいるところでございます。今回頂戴いたしました貴重なご意見は計画を進めるに当たっての参考とさせていただきます。平時の備えを万全に期するとともに対策を着実に実施してまいりたいと考えております。

ご説明は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（2）千代田区新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）に対するパブリックコメントの実施結果についての質疑を終了いたします。

次に、（3）高齢者肺炎球菌任意予防接種の今後の対応について、理事者からの説明を求めます。

○上田健康推進課長 高齢者肺炎球菌任意予防接種の今後の対応について、保健福祉部資料3に基づきご説明させていただきます。

まず項番1、区では、高齢者肺炎球菌予防接種について、平成18年度から任意予防接種の費用助成を実施しております。平成26年10月から高齢者肺炎球菌予防接種が定期接種化されてからも、定期・任意を含め生涯2回まで助成が受けられるよう任意予防接種の助成を継続しているところです。このたび、令和8年度から高齢者肺炎球菌の定期接種で用いるワクチンがPPSV23からPCV20というワクチンへと変更されることになりました。それに伴いまして、区が実施する任意予防接種の対応についてご説明させていただきます。

まず、現行の任意接種はPPSV23を区民の方に自己負担4,000円で実施しております。助成の対象になる方は65歳以上の定期予防接種の対象とならない方で、過去に一度も高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことのない方、または過去に1回受けたことがある方で、1回目の接種から5年以上経過している方を対象に実施しております。令和8年度からは接種するワクチンがPCV20となり、自己負担は5,500円となります。助成の対象となる方は65歳以上の定期予防接種の対象とならない方で、過去に一度も高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことのない方はこれまでどおりですが、過去にPPSV23を1回受けたことのある方につきましては、1回目の接種から1年以上経過した方はPCV20の接種が可能となります。

項番2ですが、今後の高齢者肺炎球菌任意接種事業の対応についてですけれども、令和8年度から始まるPCV20は免疫の持続性が期待できるワクチンとなっております。現在のところ再接種が想定されておらず、1回接種となります。そのため、これまで生涯2回まで助成を受けられるよう実施してきた任意接種への費用助成につきましては、2年

間の経過措置期間を設け、PCV20の接種費用助成を受ける機会を確保した上で令和9年度末で終了します。

項番3、今後のスケジュールですけれども、3月に広報千代田、SNS、区公式ホームページで周知、4月からワクチン・自己負担額・対象者が変更になります。令和8年度と9年度を経過措置期間とし、令和10年3月で費用助成を終了します。

ご説明は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 すみません。対象者で65歳以上の定期予防接種非対象者、定期接種ということは必ず、もう既に受けなければいけないと思うんですけど、この非対象者というのはどういった方々になるんですか。

○上田健康推進課長 すみません。65歳以上定期接種非対象者というのがちょっと分かりづらいんですけども、予防接種法に基づく定期接種で実施している高齢者肺炎球菌の予防接種につきましては、65歳または60歳から65歳未満の方で疾患のリスクなどを抱えていらっしゃる方ということになります。今回、任意接種の費用助成の対象になる方で65歳という場合なんですけれども、過去に1回受けたことのある方は定期接種としては受けられませんので、その場合は65歳でも対象になることはあるんですが、1回も受けたことのない方につきましては定期接種の対象になるというふうに想定しております。

○牛尾委員 なるほどね。要するに65歳以上の方で1回定期接種で受けましたよと。それから定期接種を受けた方、受けたことがない人、受けたことがない人というのは出るんですか、定期接種によって。これちょっとよく分かりづらいなということなんですけれども。

○上田健康推進課長 すみません。65歳の方につきましては、一度も打ったことがない方については、国の予防接種法に基づく定期接種として受けていただけます。

○牛尾委員 分かりました。了解しました。それで、今回、新しいワクチンによって負担が増えるわけです、1,500円ぐらいね。これによって本来、あ、受けなきゃいけないねと思っていた人が、やっぱりお値段の観点からちょっと控えようかみたいなことになるとどうかなと思うんですけども、そこについては区としては何か4,000円のままでいこうとか、そういった議論というのはあったんですか。

○上田健康推進課長 今回、自己負担が上がる理由につきましては、大人の任意予防接種につきましては、区のほうでは接種費用の約半額を助成することとしておりまして、今回、PCV20で新しいワクチンになることで、ちょっとワクチンの価格が変更されたということで、その分の接種費用が上昇して、ちょっと増額をさせていただいているというところがございます。費用の据置き等につきましては、ちょっとこれまでも半額というところを進めておりましたので、このような形とさせていただいた次第でございます。

○牛尾委員 半額というふうにしてきたからということですよ。そうであるならば、今回、非常に効果が長続きするということで、その分お高いワクチンになっていると思うんですけども、そうであるならば、今回の新しいワクチンは非常に効果が持続しますよというような、だからもう受けたほうがいいですよというような、こういったご案内というかな、そういった周知というのはやっていただければと思いますけど、いかがですか。

○上田健康推進課長 先ほどご説明させていただいた広報やホームページ等で周知を行っ

ていくことに加えて、今回、65歳以上の方につきましては、事業の周知なども工夫してやっていたらと思っております。

○池田委員長 白川委員。

○白川委員 本ワクチンについては、私、勉強不足でほとんど知識がないので教えていただければと思うんですけども、この区分では過去に一度も受けていない方と過去にPPSV23を1回受けた方を対象にしていますが、このPPSV13とか15を受けた方というのは、これ、告知がないのはどうしてなのでしょう。

○上田健康推進課長 肺炎球菌ワクチンの高齢者に打つものは、主に定期接種でもPPSV23をずっと使ってやっていたということもありますので、大方の方はこのワクチンを接種しているということだと思います。

○白川委員 分かりました。ちょっともう一つ知りたいのが、PCV20は持続性が期待できるので最終接種は想定されていないというのは、これ、30年とかそれぐらいの持続性があるということでしょうか。

○上田健康推進課長 今のところ学会とかで示されている接種については1回接種というところになっておりますので、現時点でということになりまして、今後はまた引き続き情報収集はしてまいりたいと思います。

○白川委員 じゃあもう一個。もう一つ、これは単なる懸念なんですけれども、65以上で定期接種をやっていない方で未接種者で、PPSV23を受けてから1年以上たっている方という、結構条件がいろいろあるので、これで広報紙にあの小さい字で書かれると多分理解できないなというのがちょっと不安なものですから、何かちょっと工夫がしていただいたほうがいいのかなというのがあって、できましたらお願いいたします。

○上田健康推進課長 ご指摘ありがとうございます。確かにちょっと複雑で分かりづらいと思いますので、なるべく分かりやすく、2年間でしっかり必要な方に打っていただけるように周知も工夫してまいりたいと思います。

○池田委員長 はい。ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、（3）高齢者肺炎球菌任意予防接種の今後の対応についての質疑を終了いたします。

以上で、日程の2、報告事項を終わります。

次に、日程の3、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。執行機関から何かございますか。（「ございません」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、以上で、日程の3、その他を終わります。

最後に、日程の4、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

午前11時59分閉会